

平成20年 2月14日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長
岩切平治



平成20年2月5日付け公開質問状及び声明に対する回答

事業場の考え方については、平成20年1月24日付け文書による回答及び同日の団体交渉でも説明を行っておりますが、平成19年10月19日の箕面地区過半数代表者との協議を皮切りに、数度にわたって、過半数代表者と協議を行い、そのご意見等をもとに、最終的には、労働基準法の履行責任を負う大学がその責任において決定したものであり、組合員の労働条件と直接関わる問題とはいえない事業場の問題について、貴組合との交渉により、その考え方を決定することは考えておりません。

ただし、このことは、貴組合の組合員の労働条件と関わる事項について団体交渉を行うことを否定するものではありませんし、平成20年1月24日付け文書による回答及び同日の団体交渉においても、こうした大学の考え方は明確にしております。

また、平成19年10月31日付け通知「箕面地区における労使協定の適用等について」及び平成20年1月25日付け通知「各地区の構成単位の考え方及び過半数代表者を選出するための教職員の選出について」により、事業場の考え方や過半数代表者の選出方法等については、随時、教職員への周知を図っていることを申し添えます。

以上のほか、ご質問のあった事項については、以下のとおり回答させていただきます。

まず、それが労働基準法上、疑義を生じないものであれば、同意書の収集による過半数代表者の選出を否定する考えは、大学にはありません。その意味では、吹田地区、豊中地区及び附属病院地区事業場における過半数代表者を選出するための手続きが開始されたことによって、現在の箕面地区過半数代表者の選出が無効になるようなことはあり得ないことですし、また、このことにより、箕面地区を含まない事業場においても、労使協定の適用を受けなくなる者が出てきたり、意見の集約ができなくなる恐れも、皆無とって差し支えはありません。したがって、以上の点に係るご質問は、まったくの誤解に基づくものと考えます。

次に、事業場の単位に関する大学の考え方については、平成20年1月24日の団体交渉でも説明いたしました。再度ご説明させていただきます。

大学としては、部局等の新設・改廃が頻繁に行われており、豊中、吹田、箕面の各キャンパス以外に施設が増えることも十分予想されるため、大学全体としての組織体制の整備を図るといった観点から、指揮命令系統を中心に事業場の単位を決定することには、十分な合理性があると考えております。

具体的には、一つの研究科の講座が複数のキャンパスにまたがっていることや、複数の勤務地をもつ者が現在でも存在すること等の事情により、勤務場所を基準として全教職員の所属する事業場を常時把握することは困難であるため、指揮命令系統を基準として本部機能の所在地（ほとんどの場合、その場所に人事関係の業務（勤務時間管理等）を担う部署がある）を事業場の単位とするのが妥当である、というのが大学の考え方です。

また、大学がこのような事業場の考え方を採用したことにより、不都合や問題が生じたという事実もまったくございません。さらに、こうした大学の考え方は、労働基準監督署にも認めていただいていることを申し添えます。

なお、大学に勤務する教職員にとって重要なことは、全学で共通した就業規則や労使協定が遺漏なく整備されている（どの事業場で勤務していても、同じ内容の就業規則や労使協定の適用を受けることが保障されている）ことであり、そのために、本学においても、就業規則や労使協定は原則として、全学に共通した内容としていることをご理解いただきたく存じます。

最後に、貴組合からの公開質問状には「使用者は協議に入ることもしていない」と、声明には「協議することを拒否した」と、それぞれ記載されていることについては、冒頭でも述べましたが、貴組合から平成19年12月21日付けの申入書で、事業場に関する考え方について初めて申し入れがあり、1月24日に文書回答及び団体交渉における説明を行っており、事実と反する表現であるため、これに抗議するとともに、その撤回を求めたいと考えます。

以上